

家庭外有業者	一六	三七	六	二七・三	三
計	三四	三九五	五三	六〇・五	八六

二〇八

第二十一、生母の妊娠時に於ける疾病及その他の障礙

(イ) 早産児の生母

先天性弱質死因に關する調査は該死因中早産児が過半数を占むる關係上早産の原因を探究することに依つて其目的は大部分達せらるゝが如き觀がある、茲に早産の生母が妊娠中に被りたる障礙中特に主要なるもの即ち疾病過勞外傷等を調査するに左の如くである。元來本調査は素より被調査者の陳述に基くもので微毒又は結核の如き其潜在性のものにありては單に虚弱なりしと訴ふるものあり、或は異状なしと唱ふるものあり、常習流産又は早産者にして妊娠時何等の障礙なしと稱ふるもの多き事實等より徴するに、本表の成績は之を以て直ちに妊娠時の疾病並に障礙の尺度となすことは出来ないが一面の考察資料として相當價值あるものと認めらるゝのである。

早産生母の妊娠時の疾病

病弱なりしもの	生後五日以内死亡	
	實數	歩合
一六六		四八・八

人	工	早	産	一六	四七
外傷	過勞	又は	不攝生	七四	二一・八
双胎	又は	は	畸形	二一	六・二
病弱の訴あるも早産に關係ありと認め難きもの				一九	五・六
妊娠中異状なかりしもの				四一	一二・一
調査不能				三	〇・九
計				三四〇	一〇〇・〇

即ち早産児生母の四八・八％は虚弱なるか、又は何等かの疾病を有するもので直接間接早産の原因となり或は少くとも之を助長せしめたるものと見らるゝのである、今之に人工早産をなしたるものを加算すれば優に早産児總數の過半は生母の妊娠中何等かの疾病又は異常を自覺したものである。而して其他主なる障礙は外傷又は過勞、其他妊婦の不攝生によるもので二一・八％を算へることが出来る、此等は勿論社會經濟的關係をも伴ふものであるが一面妊婦自己の注意により危害を除き得るもので母たるべきものゝ一段の注意によつて著しく減少し得べきものである。

(ロ) 熟産児の生母

前項早産児に於ける調査の要領と同様に發育不全死亡兒にして熟産なりしものゝ生母に就て其妊娠中

の障礙を調査したるに左の如くである。

熟産児生母の妊娠時の疾病

病 弱 な り し も の	五 日 以 内 死 亡	
	實 數	歩 合
病 傷 過 勞 不 攝 生 の	七五	四〇・〇
外 傷 過 勞 不 攝 胎 生 の	一三	七・〇
双 胎	八	四・三
特 記 す べ き も の な し	九一	四八・七
計	一八七	一〇〇・〇

即ち發育不全死亡兒中、熟産なりしものに比して生母の妊娠時の疾病又は障礙は著しく少ない、然しながら妊娠中最も不利なる病弱なりしもの尙四〇・％（早産児は四八・八％）を發見するが如きは本調査の熟産児は在胎月數を辛ふじて支へたるものが多く其素質に於て既に著しく低劣なるものが多いのを想像せしむるに足るのである。叙上妊娠時の疾病及障礙の調査成績及早熟産相互の成績を綜合し考察するに先天性弱質死因による死亡乳兒は生母の疾病並に妊娠時の不攝生或は不注意により胎内に於て享受した不良な影響は思ひ半に過ぐるものがある。

如斯は妊娠に於ける攝生的知識の向上により其危害を除き、或は低減し得べきは疑を容れざるのである。次に生母の疾病を調査當時の口述に基き調査するに生母の疾病中比較的多數を占むるは梅毒、感冒、冷込、咳嗽又は結核、脚氣、腎臓炎、及其他浮腫性疾患、消化器病等である、此等の疾病中脚氣は前述榮養障礙死亡調査に於て乳兒榮養或は榮養變換等に於て、直接間接に乳兒死亡との關係極めて密接なるものあるを知れり、而して今又本調査に於て生母妊娠時に及ぼしたる不良なる原因として考慮すべきものがある、即ち大阪市に於ける妊婦の脚氣は乳兒死亡低減に關し、特に考慮を要すべきものであると思ふ。

早産児の生母と妊娠時に於ける疾病

早 産	早 産	
	實 數	歩 合
早産を誘起せし原因と認むべきもの	七ヶ月	八ヶ月
虚 弱	八	一三
梅 毒 の 疑 有 る も の	一六・七	一〇・三
淋 疾	四	二・四
感 冒	一	二
冷 込	三	二・四
發 熱	三	二・四
計	二一	一三・一

生攝不及勞過傷外	產 早 工 人	
腹 墜 轉 不 精 旅 過	病 羊 腹 前 腎	羊 子
部 神	計 名 水 置	計 水
養	膜	宮
打 感	不 過 胎	過
撲 落 倒 生 動 行 勞	詳 多 炎 盤 炎	多 病
一 一 一 三 七	一 一	七 一
二 二 二 六 一四六	二 二	五 三 二
三 一 一 八	一 一 一 三 四	六 三 二
二 〇 八 〇 八 一四三	七 九 〇 八 〇 八 二 四 三	五 〇 二 四 一 六
二 二 二 三	五 一 一 三	七 三
二 二 二 一四四	三 〇 〇 六 〇 六 一八	四 三 一 八
一 三 六 一 一 五 五七	一 六 一 一 一 四 八	一 六 七 二
〇 三 九 一 八 〇 三 〇 三 一五 一六八	四 七 〇 三 〇 三 〇 三 一 三 二 四	四 八 二 〇 六

弱 病 の 時 娠	
陰 浮 心 腎 腎 腎 脚 脚 脚 腹 胃 下 咳 肺 肋 肺 流	
部 臟 臟 氣 氣 病 痢	
搔 臟 炎 炎 臟 腎 膜 胃 結 膜	
痒 臟 心 肋 臟 肺 瘰 腸	
症 腫 病 病 炎 炎 炎 炎 氣 炎 攣 炎 嗽 核 炎 炎 感	
一 一 二 一 一 二 一 一	
二 二 四 二 二 四 二 二	
三 二 二 一 七 一 七 七 五 二 一 二	
二 四 一 六 一 八 五 五 八 五 五 三 九 一 六 八 一 六	
二 一 二 二 一 三 三 一 四	
二 〇 六 六 七 六 七 〇 八 八 〇 六 四	
一 六 二 三 一 〇 一 一 八 一 一 〇 八 五 一 一 七	
〇 三 一 八 〇 六 〇 九 〇 三 五 九 〇 三 五 三 〇 三 二 九 二 四 一 五 〇 三 〇 三 二	

明		不		形畸及胎双		計
合	計	調	妊娠時 疾病の跡あるも と認め難きもの	胎 (品胎を含む)	形	
四八	一〇〇〇	一	四	二	二	二二
一〇〇〇	一〇〇〇	二	八	四	四	二七
二七	一〇〇〇	一	二	一〇	一〇	三三
一〇〇〇	一〇〇〇	八	四七	七九	七九	一八二
一六五	一〇〇〇	一	二六	九	七	三八
一〇〇〇	一〇〇〇	〇	一五八	五五	四三	二二〇
三四〇	一〇〇〇	三	四一	二	一九	七四
一〇〇〇	一〇〇〇	〇	一三二	六二	五六	二二八

熟産児の生母と妊娠時に於ける疾病

虚	二五	一三・三七	流	一	〇・五三
梅毒疑あるもの	九	四・八一	肺結核	一	〇・五三
淋疾	二	一・〇七	肋膜炎	一	〇・五三
感冒又は冷込	一	〇・五三	下痢腸炎	一	〇・五三

脚氣	一六	八・五六	轉倒	三	一・六〇
腎臓炎	一一	五・八八	計	一三	六・九五
心臓病	四	二・二四	胎	八	四・二八
浮腫	三	一・六〇	特記すべき事項なし	九一	四八・六六
計	七五	四〇・二一	計	九九	五二・九四
過勞	九	四・八一	合	一八七	一〇〇・〇〇
精神的過勞	一	〇・五三	計		

第二十二、先天性弱質死亡乳児の出産の難易及び分娩時の介助者

調査乳児の大部分即ち八六・四％は安産で、稍難産なるもの、難産のものは九・三％である而して難産は熟産児に比較的多い、そして之の外人工早産は總數中四・七％になつて居る。又分娩時の介助者は醫師の干與したものが五百二十三例中一二・二％で、病院での分は二・〇％、産院での分娩は〇・八％で、之等を除く爾餘の大部分は産婆の普通介補によるものである。

第三篇 乳兒保護に關する施設

第一章 育兒に關する知識の普及

乳兒衛生の改善を謀るには育兒に關する知識の普及を謀ることを忘れてはならぬ。乳兒は抵抗力弱く、榮養の不適當、季節の變化、看護の不合理等によつて不良の影響を受け、そのために罹病し、進んでは死を招くやうなことが少からずあるからである。若し育兒の知識普及して、不合理の保育が合理的に行はるゝやうになつたならば、我國の乳兒死亡率は確に低減するに違ひない。我國に於ける育兒方法を見るに概して言へば尙ほ極めて幼稚の域を脱せぬ状態である。故に我國に於ける育兒法の改善を期するには育兒知識の普及を最も急務とするのである。この目的を達するにはあらゆる方法を應用することを努めなければならぬ。左にその方法の概要を列挙する。

一、文書によるもの

これに屬するものに次の如き種類がある。

一、講義録

これは定期に分冊を刊行する方法である。或は定期に分冊を發行したる後、纏めて刊行することもある。

る。尙ほ講義録を全集的に刊行する場合もある。例へば大阪朝日新聞社にて發行する「愛育の本」はこれを三卷とし「乳兒の巻」「幼兒の巻」「學童の巻」と名けたのはその一例である。

二、書籍

三、雜誌

四、新聞

書籍、雜誌、新聞等の形式を以て育兒の記事を取扱ふことも極めて必要のことである。その三者にはそれぞれ特徴がある。書籍は系統的に記述して育兒知識の普及を謀ることが出来る。雜誌は多く定期刊行にして、その記述は勢ひ斷片的となり、又季節的となり、趣味的となる傾向がある。新聞は雜誌の内容を縮少し刊行の回数を多くし、更に社會に於ける出來事を報道する記事が多くなるのである。故に書籍、雜誌、新聞等は何れも固有の特性を有して居るのである。

五、普通新聞紙上に於ける育兒記事

普通新聞は概ね發行部数が多いのと、記事は短縮され、殊に季節等に關するものが多く、同時に世人の感興を引き易く鹽梅されて居るから多數に普及する點から言ふと最も效果の多いものと謂はねばならぬ。近來我國に於て刊行せらるゝ普通新聞紙上に育兒上の記事を見ることが漸次増加しつつあることは兒童保護の上に極めて喜ぶべきことである。ニュージーランドの如きは先年一週一回育兒に關する記

事を新聞に掲載したるため、育兒知識著しく普及しそのため兒童死亡率の低減を見るに與つて力ありしと言ふことである。新聞の記事の普及すること概ね斯くの如くであるから我國の新聞は臨機育兒に關する記事を掲載する外一週に一回位育兒欄又は育兒附録の如きものを設けて育兒に關する記事を取扱ふやうにすればこれがために得るところの効果は著大なるものであると信ずる。

六、注意書

注意書は示さんとする事柄を最も明瞭に、最も簡單に、且最も迅速に公衆に普及するやうに鹽梅されるものである。しかしこれにも種々の形式がある。例へば一枚の紙に印刷したるもの、又は數葉を綴込みしもの、文字のみの印刷、繪畫の印刷、文字と繪畫の兼用、單色刷又は複色刷等の如きものである。注意書の内容は小兒榮養、看護法、母乳獎勵、傳染病豫防、齒牙衛生、季節に關する注意一般兒童衛生等種々の記事を取扱ふことが出来るのである。

注意書頒布の方法は官署より直接行ふことも出来る。又警察官、戶籍吏、醫師、産婆、衛生組合員等を通じて頒布することも出来る。或は新聞紙に挿入する方法もある。又揭示場其の他の場所に掲げて置くやうなことも出来る。殊にポスターの性質を帯びたるものは要所要所に掲示することが得策である。又注意書を新聞雜誌等に公告することも出来る。

七、小冊子

これは育兒に關する記事を小冊子に收めてその要領を早く納得させるやうにするのが目的である。内務省衛生局發行の兒童保護に關する冊子の如きはその好例である。

八、モットー

標語は諺又は格言と同じやうな性質のもので簡にして語調滑かに且内容の神にせまることを要素とするのである。

この條件が備はらなければ標語は永く國民の口碑に傳へられないのである。例ば「子を持ちて知る親の恩」「可愛い子には旅をさせ」「三つ子の心百まで」「瓜の蔓に茄子はならぬ」「心を伸ばせ背を伸ばせ」等の如きものは標語となつて誰言ふとなく國民の口から口に傳へられて永く遺るのである。そしてその片言隻語の効力は實に偉大なるものである。この意味に於て育兒モットーの如きものを汎ねく公募しその優つたものを選抜して世に普及することも一策である。例ば『兒童愛護モットー集』の如き『兒童を謳へる文學』の如きはそれに屬するものである。只一言注意をして置きたいことは近時多方面にて募集される所謂標語なるものを見るに、その選拔當を缺いて居るものが寧ろ甚だ多い點である。これは標語の意義が選者に明になつて居らぬためであらう。標語は文字によつて傳へられるよりも寧ろ口語によつて傳はる性質のものでなければならぬ漢語の文句のやうに文字を見て初めて意義を悟るやうなものでは標語としての價值はないのである。故に標語は寧ろ次の口述による育兒教育の條下で述

べる方が或は適當と思ふが兎も角こゝで説くことにした。

二、口述によるもの

口述による育兒の教育にも左の種類を擧げることが出来る。

一、講義

これは一面に於ては學校で行ふことが出来る。例へば女學校、師範學校、家政學校、裁縫學校等の如きものである。現にそれを實行して居る場合もある。しかし育兒に關する教育は専門家が擔任するのがよい、この點から小兒科の醫師、兒童學者等が適當である。現に右に擧げたやうな學校で行つて居ることが不十分であれば課外講義を設けるのが得策だと思はれる。又育兒知識を普及する目的で母親學校の如きものを常設することもよいと信ずる或は補習科の如きものを母親學校の内容にすることもよいであらう。

二、講演

これは現に諸所で行はれて居る育兒講演である。

三、講習

講習はその期間に種類の區別がある。例へば數日間の短期で終るもの或は數週に渉るもの、或は數月に渉るもの、一個年にも及ぶものがある、或は連日連續のもの、又は一週一回、一個月六回と言ふや

うに一定の間隔を設けるもの等種種である。講述の種數もまた區區で一課目を一人の講師で始終するもの、多數の課目を多數の講師で分擔する場合もある。又巡回講習なるものもある。例へば獨逸デュッセルドルフの乳兒保護協會で行つて居る巡回講習會は巡回教師が午後及び夜間に一時間づゝ育兒講義をするのである。

講習會等の如き場合には講義に併せて實習を行ふのがよい。例へば初生兒の取扱、入浴の方法、抱き方、衣服の造り方、衣服の用ひ方、牛乳の用ひ方、榮養品の調製法等の如きことを實習するのである。それと同時に乳兒院、産院、乳兒預所、小兒科病院等を參觀することも利益がある。

講義の課目は講習會の事情によつてこれを鹽梅しなければならぬ。獨逸國デュッセルドルフ乳兒保護協會主催で行つた乳兒保護及び乳兒榮養講習會の時間表を試に左に擧げて見る。

第一時間	乳兒の寢床及び衣服	第二時間	乳兒の入浴
第三時間	乾燥及び脂肪塗擦法	第四時間	初生兒看護
第五時間	自然榮養	第六時間	同上續き
第七時間	人工榮養	第八時間	同上續き
第九時間	離乳期榮養	第十時間	二歲兒榮養
第十一時間	一歲二歲兒の發育	第十二時間	同上續き

右の理論を講義した後に實習を行ふのである。

其他藝術或は娛樂によつて育兒知識の普及を企てる場合がある。例へば蓄音器に育兒教育を吹込み、ラヂオにて放送し、講談、浪花節、演劇等に育兒衛生の事柄を取扱ふやうな類である。これも相當効果を收め得ることがある。

四、個人的教育

これは當該の個人に教育する方法である。例へば産院、乳兒院、小兒科、病院、乳兒預所、乳兒相談所等の如き場所で個人に育兒の智識を與へるのである。その任務は醫師其他當該兒童保護機關の職員、産婆、看護婦等が之に當るのである。

五、訪問による教育

各個の家庭に於て育兒に關する智識を與へるに最も都合のよいのは醫師と産婆とである。尙ほ家庭訪問婦の設けあるところでは訪問員がこれを受持のである。獨逸では育兒婦と名け英國では衛生訪問員と名け、何れも家庭を訪問し、母親に育兒上の智識を普及して居るのである。大阪市には現に家庭訪問婦を置いて居る。

三、展覽によるもの

これは視覺の方面より育兒教育を行ふ方法である。その種數は左の如きものである。

- 一、實物展覽
- 二、文書展覽
- 三、標本展覽
- 四、模型展覽
- 五、繪畫展覽
- 六、圖表展覽

右の如き事物の展覽は印象を多からしめる利益がある。尤も右に列舉したものを單獨に行ふのでなく、適當に結合して展覽するやうに仕組むのである。コドモ衛生展覽會等とか、コドモ博覽會とか言ふものはこれである。展覽會とか博覽會とかを開く場合に最も注意を要することはその内容に主力を注ぐことである。素より通俗を主とするのであるから平易にすることは忘れてならぬことであるが陳列の系統は進歩せる科學にその根據を置かなければならぬ。出任せの無責任の商品などを標準として陳列するが如きことを避けねばならぬ。又興行的氣分に傾いてはならぬ。展覽會や博覽會の開かれた場合に、その標本や模型などの供覽と解説とを併せ行ふ方法即ち供覽講演をやれば効果は著しいのである。

尙ほ展覽會とか博覽會とかの場合は卒ね短小の時間に多數のものを見るのであるし、又入場者が多い

ため静止して熟覽の出來ぬやうなこともあるから陳列品の解説書を造ることは最もよい。即ち總覽的に總論様のものを印刷してひろく希望者に頒つこと、それから部門では更に各論的に説明書を印刷するのである。この印刷物の中には冷靜に觀察を要する教字的表などの種類を收めて置くことも甚だ當を得て居る。日本の博覽會は從來開かれたものを見るにその多くは内容の整はざる點に尙ほ甚大の考慮を要するものと思はれる。千九百十一年獨逸國ドレーズデンにて開かれた萬國衛生博覽會の如きはその内容の科學的な點に於て、又案内書、解説書、報告書、業績書等の準備の整へる點に於て規模の廣大なる點に於て陳列の科學的、系統的なる點に於て世界に範を示したものであつた。我國の博覽會は勸工場の觀を呈する場合が多い。參觀者も亦眞に博覽會によつて多大の智識を得ることを望むよりは寧ろ勸工場に行く氣分で行くものが多い。これは將來斯の種の企てをなすものが特に注意して、公衆が博覽會に望む理想をもつと高尚にするやうに努めなければならぬのである。

四、映畫によるもの

映畫によるものは幻燈と活動寫眞とである。これは視覺的印象を深からしめ、同時に好奇心を惹き起させるに最も有力の方法であるから民衆は感興を以て觀覽するのである。尙ほ映畫は一時に多數の人々に觀させることが出來る特徴がある。又講演、講習博覽會等に足を向けぬ階級の人々に對しても觀覽させることが易いのである。故に將來映畫の力を藉りて育兒に關する教育を普及することは有力

なる手段だと思はれる。但し育兒衛生の目的に一致するやう、映畫は之を最も適當に調製することが必要である。斯種の映畫は我國で造つたものは今日では尙ほ殆ど擧げるに足らぬほどである。それ故に將來育兒に關する映畫を多く調製しこれを各府縣市町村に頒布して智識の普及に努むることは極めて緊要のこと、確信するものである。

五、育兒に關する智識の普及に基づく效果

以上述べた方法によつて育兒教育を普及すると種々の點に於て效果を見ることが出來るのである。今その主なるものを擧げて見る。

- 一、親の育兒智識を増す
- 二、親が子に對する責任、義務を一層痛切に考へる
- 三、迷信惡習慣を減少する
- 四、母乳にて育てられる乳兒の數の殖えること
- 五、乳兒罹病率の減少
- 六、その結果死亡率の遞減
- 七、兒童保健狀態の改善
- 八、保護者の作業能率増進

九、時間的の經濟的に利益多し

育兒教育效果の多少は其實行法にも關係がある。故にその實際に方つては先づ土地の事情例へば公衆の智識の程度、風俗、習慣、季節、興味、費用其他の事項を參照し最も效果の多いと見做れる方法を選ばなければならぬのである。

第二章

一、母性保護

乳兒保護の實を擧げるにはどうしても母性の保護に遡ることを忘れてはならぬ。今日の如く女子の職業生活を餘儀なくせられる時代にあつては職業婦人の健康保全と言ふことは實際上緊要のことである。

妊婦を保護することの必要は素より、未だ妊娠せざる婦人に對しても保健的保護を加へなければならぬ。職業の中には保健上危害を及ぼすものがあるから此等に對しては特別の顧慮を要するのである。

例へば水銀、鉛、燐、銅、アニリン、沃度、ニコチン等を取扱ふ職業に従事するものは健康上の危害を受けることが多いのである。從來の研究によつて以上の毒性成分が母體より胎兒に移行して胎兒の生活能力を薄弱ならしめた事實が明になつて居る。又斯種の職業に従事せる婦人の授乳も哺乳兒に不

良の感作を及ぼすことがあると證明されて居る。エーラーの報告によると、百人の補助女工が四年間に出産した模様を見るに印刷に従事せるものは正常分娩一一・一異常分娩四・九六で活字製造者は正常分娩四・九六を示して居る。印刷に従事するものは鉛の中毒を受けることは少いが、活字製造の方は鉛中毒に罹ることが多い。それだから全分娩數から言ふと異常分娩の率は前者にあつては八・%であるが後者にあつては三一・九%の多きに上つて居る。

私生兒の體重が公生兒のそれに比して軽いこと、私生兒の死亡率が公生兒のそれに比して高率を示すことも既に今日まで多數に證明せられた。又社會的、經濟的關係より分娩及び産褥が不良の状態を招き易きことは從來よりも増加しつゝある。助産婦の數は益々増加しつゝあるがその執務區域は貧民住居以外である。産褥熱にて死亡する數と助産婦の數との間にも尙ほ興味ある事實を見るのである。それは産褥熱にて死亡するもの多き地方には助産婦の數が少いのである。

又職業婦人では分娩後離床する時日が割合に早い。從來の經驗によると分娩後、一週日又はそれ以上の時日を経て産褥熱に罹つたものもある。又分娩後僅に二、三日にして離床したものなどには産褥熱の發生したことが多いのである。

次ぎに起る問題は社會的階級の低いほど母親自ら乳養することが少ない。それは母親が職業生活を営むからである。

以上述べた點から言つても母性保護は乳兒の保健に多大の意義を有することが明かである。

二、母親金庫

家計富裕ならざる婦人が妊娠し、又は分娩した場合には經濟上の關係よりして十分休養することの出來ないことが少くない。そこで一面に此等の婦人を保護し、一面胎兒及び生兒の養育を全ふする趣旨で勞働保險、母親保險の外に母親金庫なるものが設立されるやうになつた。これは母親共濟組合の組織であつて、組合員は加入金と毎月醵金を收めるのである。金庫は組合員に對し産褥金及び授乳獎勵金等を支給するのである。

母親金庫加入者の資格は自己又は家族の所得年額一定度に達せざるもので職業、身分、年齢等を問はぬ。産褥金は組合員たる年限によつて異なるのである。即ち組合員たること長ければ長いほど支給される産褥金の額は多いのである。母親金庫の基金は多くは國庫の援助をうけて居る。其他母親金庫獎勵會の如き後援團體があつて、援助するのである。

母親金庫の設立は既に可なり古い。佛蘭西では千八百九十四年にこの組合が創立された。今日では同國內に數百の母親金庫が存在して居る。伊太利ではトリノに最初の母親金庫が起された。又伊太利政府では千九百十年になり國家母親保險法が出來た。此法律によつて設けられた母親金庫は従前の私立のものに比し救助の範圍は割合に狭い。獨逸で母親金庫の創設されたのは千九百九年のことである。

我國の如く中産階級以下にありて、共濟的事業機關の組織甚だ少き現状よりして一日も早く母親金庫の如き組織の成立を希望せざるを得ない。殊に職業的に分類して此種の機關を設けることも一策だと思はれる。例へば小學校教師の如き、理髮師の如き、俳優の如き、これである。又女子を使役して居る工場の如き、デパートメントストアの如きは宜しく内部に在つて此種の組合を設けることが適當である。斯かる場合には工場主又は雇主は基本金として援助することを必要とするのである。

以上述べた私的母親金庫の外公的の金庫の設立を緊要とする我國の如く乳兒死亡率の極めて著しき國にあつては特に母性保護事業に對し、不斷の努力を要するのである。母親金庫の如きは既に先進國に於て多年實行したる經驗ありその效果し著しきことも明となつて居る今日速に斯種の保護機關を創立することは吾人の最も希望に堪へないところである。

三、妊婦給養

妊娠中は特に攝生を嚴にし、食物は滋養に富めるものをとる必要がある。これは一面には母體の健康を保全し、一面には胎兒の生活を保護することになる。下層階級の妊婦は多く職業に従事し、十分の攝生を勵行することが出來ぬ場合が多い。そこで此等の妊婦に對し營養品を供給する制度が出來た。佛國では牛乳を此等の婦人に供給し、その價は成るべく廉とし、若し必要な場合には無料にて頒給して居る。獨逸では市費で斯かる婦人に營養品の供給をして居る。シャロットテンブルヒ市の如きはそれ

である。米國でも此事業を企て現に紐育では出産前の婦人のために特殊の料理店が開かれて滋養ある榮養品を供給して居るのである。我國の大都會には簡易食堂の設備も出来て居るから、赤十字社、衛生局、愛國婦人會、其の他の婦人團體等がこれと聯絡をとり、必要ある妊婦に食券を交附するやうな方法をとるのも割合に早く實行の出来る一策であらう。

四、産院

中産以下の階級では家庭で分娩する場合、産婦及び生兒に十分の看護を行ひ得ずして母子に生命の危害を招くことがある。特に助産婦を招くこと能はざる家庭或は異常分娩の場合又は母體が妊娠中疾病を併發せる時などは熟練の醫師及び助産婦をしてその處置に當らせる必要がある。産院はこの目的を達するために設けられた施設で私的財團の設立に係るものもあるが多くの國家の補助を受けて公共團體の經營して居るものである。

産院の歴史は極めて古いものである。史家の傳ふところによると伊太利ミラノには既に千二百年頃より産院の設けがあつたやうである。獨逸ではハムブルヒの隣市アルトナ市で、千七百十四年に市立産院を設けた。佛蘭西では千七百年代に救助の目的で産院を立てた。今日は佛蘭西國內に産院が餘程多くなつて居るが、この産院内で分娩する數は頗る夥しいと言ふことである。巴里の産院の如きは妊婦を分娩前二箇月乃至三箇月から收容し、裁縫、洗濯の如き簡易の仕事を行はせて居る。尙ほ佛蘭西

には妊娠六箇月より收容するやうな産院もある。しかし普通は分娩前數週より分娩後數週まで收容する。そして料金は之を徴收し或は然らざるものもある。

下層階級の妊婦にして殊に職業生活を營んで居るものでは、特に健康の状態の監視をすることも必要である。又病氣を合併して居るもの虚弱のもの、異常妊娠の如きは分娩に先ちて適當の處置を要することが多い。殊に分娩に際しては此等の例にありて、深甚の注意を要するのである。産院に妊婦を收容したる場合には素より消毒を嚴重にし専門醫の處置、監視を受けることが出来る。これによりて家庭内では母子に起るやうな危険から救ふことが出来るのである。

我國の如く乳兒死亡率の高い所、殊に大都會に於ては多數の産院を必要とするのである。産院内には、又妊婦の外來を診療し一面にありては妊産婦の相談に應じ場合によつては出診の便を與へることも必要である。公立産院を設け難い場合には市町村に産科醫、助産婦等を囑託し、必要の場合は無料にて診療を行ふやうにすれば、妊産婦の健康を増加し、同時に生兒を看護することが出来るのである。

五、家庭訪問員

家庭訪問員又は衛生訪問員は、出生届をなした家庭を訪問して産婦及び生兒の健康を観察し、同時に最も適當の方法を授けることを任務とするものである。家庭訪問員は其の後も同一家庭を訪問して、

注意を與へた事柄が果して實行されて居るか否かを視察するのである。倫敦で衛生訪問員となる資格は醫師、助産婦、三箇年間修學せし看護婦、衛生官廳又は其他で同様の修學を積みたるもの、或は病院にて六箇月間衛生に關する講習を受けたもの、學校看護婦の資格證明書を有するもの等である。英國ではこの衛生訪問員制度が餘程廣く行はれて居る。

我國の如く育兒知識の程度極めて幼稚の域を脱せぬ時代にはこの制度によつて餘程多くの効果を擧げることが出來ると信ずる。最も家庭訪問員の資格は十分選擇する必要がある。日本では此種の事業に従事する人々のために一日も早く教育機關を設ける必要があると思ふ。最も簡便なるは病院、産院、乳兒院、兒童相談所等に於て家庭訪問員の如き事業に従事する人々のために補習教育を行ふのがよい。その課目は解剖、生理、衛生の初步、乳幼兒保育法、傳染病豫防、家政應急手當、栄養衣服等である。衛生訪問員は以上の課目について修得することは勿論、その性情は愛心に富み、人に接して懇切、快感を與へ、家庭より信認されることを要するのである。

家庭訪問員を監督するものは素より醫家であらねばならぬ。そしてこれを産院、乳兒院、兒童相談所等に附設することも出來るのである。

六、巡回鑑

貧困の階級では分娩に必要な用器、消毒品等を準備すること困難なるが爲め、往々分娩及び産褥の經

過を不良ならしめることがある。故にかゝる人々に産具を貸與し、産婦及び生兒の保護を謀ることを必要とするのである。巡回鑑なるものは手洗鉢、暖床器、コップ、敷布、手拭敷臺、ゴム敷臺等を入れたものでこれは常に消毒して置き、白布の袋に入れて臨機直に使用の出來るやうにしてある。この巡回鑑は實際上極めて便利のものであるから多數準備して置けば都合がよい、消毒は病院、消毒所、産院等に於て之を行ひ、適當の機關を通じて家庭に給することゝすれば便利である。

第三章

一、牛乳配給

牛乳又は其他の人工栄養を以て乳兒を保育せるものゝために善良の牛乳を無料又は廉價にて供給し、その用法に誤なからしめる目的で牛乳配給の制度が設けられて居る。獨逸のハムブルヒで乳兒用牛乳を配給する設備が出來たのは千八百八十九年のことである。これが牛乳配給所(Milchküche)の初めである。佛蘭西では千八百九十四年に同様の設備が初めて出來た。牛乳配給の成績は極めて良效を奏したのでこの方法は世界の到る處で行はれるやうになつたのである。

牛乳配給所の中には專屬牛乳舎を有して居るもの又は指定搾乳所と聯絡して居る所もある。經營は多く公設のものゝ社會的團體のものである。牛乳配給所は大都會では寧ろ多數ある方が適當である。そ

れだから中央牛乳配給所を設け、こゝから他の支所へ牛乳を配給するやうにしたらよい。設備としては消毒室、調合室、洗滌室、冷却室、清潔室、牛乳配給室等が必要である。牛乳を配給するには、純牛乳を與へて、家庭で稀釋させる場合と乳兒月齡、健康狀態等に應じて適當に稀釋したものを保護者に供給する場合とがある。

牛乳配給を行ふ場合には用量、濃度、貯へ方、用方等について乳兒保護者に注意を與へて置くやうにしなければならぬ。牛乳配給は獨逸、佛國、英國、米國其他の諸國に於て盛に行はれて居るがその成績は極めて著しいものがある。牛乳配給の恩恵を受けたる乳兒の死亡率は其他のものに比して一層減少したことを證明した地方もある。

右の如く牛乳配給により効果は疑なき事業で、殊に大都會では極めて必要であるに拘らず我國ではこの事業が發達しない。牛乳配給所が出来たからとて決して母乳營養を忽にしてもよいと言ふわけでは無い。他の人工營養を用ひる場合に牛乳の善良なるものを供給し、その用法を誤なからしめ、以て乳兒保健上良好の影響を得やうと言ふに外ならぬのである。

故に若し牛乳配給を以て母乳營養の價值を輕視するやうな場合には努めてその誤りを正さなければならぬ。

二、乳兒相談所

最初乳兒相談所(乳兒診療所)の設けられたのは佛國の巴里でビュヂン教授の創設にかゝるものであった。丁度千八百九十八年のことである。最初この乳兒診療所は分娩院の附屬設備であつて分娩院で生れた乳兒が退院後餘り多く死ぬるからこれを豫防する目的で造られたのである。母親は毎週一回乳兒を連れて醫師の診査を請ひ同時に育児上の注意を受けるのである。この乳兒診療所の成績は極めて良好であつたのでその事業は間もなく和蘭、獨逸、白耳義、奧太利等に傳はり今日では世界の到るところにその設備を見るやうになつたのである。

乳兒診療所では乳兒を診察して、健康上のことに就て、母親に注意を與へ、乳兒保育上の知識の増加を謀り同時に母乳保育の獎勵をするのである。

乳兒診療所では乳兒診査を行ひ、保育法を示すばかりでなく家庭訪問婦を派遣して乳兒看護の狀態を監視したり乳兒診療所の指定事項の勵行を促すのである。乳兒診療所は地方自治團體の經營に係るもの、公益團體のもの醫師團體、婦人團體のもの等がある。乳兒診療所は病院内に設け或は學校内に、或は産院に、或は乳兒院等に附設されたものもある。勿論獨立して設立されたものもある。乳兒診療所の設備は、待合、診察室、事務室、職員室等で事足るのである。

乳兒診療所の設備によつて收め得べき効果は第一、母親に育児の知識を普及することが出来るから乳兒の罹病率を少くし、從てその死亡率を遞減することが出来るのである。日本、殊に大都會では乳兒

診療所を多數を設ける必要がある。今日の實狀では健康上に何等かの故障のあるもの、幾部分が乳兒相談所又は兒童相談所等に來るのである。若しそれ健康上先づ故障のないものに至つては到底相談所等を訪問しないのである。故に將來我國に於ても多數此種の相談所又は診療所を設け、毎週一回位、受診するやうにしたいと思ふのである。これが大體實行されるやうになれば乳兒死亡率を大に遞減させることが出來ると思ふのである。宜なる哉歐米には乳兒診療所が到るところに多く出來て居る。獨逸では千九百十年に乳兒診療所が二百五十五個所も設けられて居た。伯林市で千九百九年度に、乳兒診療所のために支出した金額は三十三萬六千八百餘馬克に上つて居る。診療回数は十五萬六千五百十回、家庭訪問回数三萬八千二百六十六回、全乳支給量二十三萬千六百六十四リートル、授乳賞與金額十六萬七千五百十八馬克、牛乳其他の榮養物費八萬八千五百九十二馬克、事務費八萬七百九馬克に達して居る。これを見ても如何に乳兒診療事業のために多額の費用を以て熱中せるかを見ることが出來るのである。乳兒診療所の事業は常に獨逸のみならず英國でも、米國でも、奧太利でも多大の注意を拂つて經營し、着々善良の成績を顯はして居る。日本では最近乳兒相談所又は兒童健康相談所、或は兒童相談所が漸次増しつゝあるけれども、これを社會の要求せる程度に比ぶれば尙ほ大海の一滴に過ぎないのである。又假令母親のために斯かる機關が設けられても一般母親がその事業の性質を明にせず、又はこれを利用する道を辨へぬために、折角の設備が、十分利用されぬ傾向がある。これはま

どに遺憾極ることである。故に今日では實際上社會的にかゝる施設の増加を期すると同時に一面に於て母親に此種の機關を利用することを指示する必要がある。この兩者相俟つにあらざれば到底所期の效果を得ることは出來ない。

三、里 子

里子の保護は乳兒保護事業中最も大切なものの一つである。然るに里子の制度には實際上種々の弊害が伴ひ易い。例へば生母が職業を持つて居るため保育を低廉の費用にて他人に託さんとする場合もある。又私生兒の母は成るべく早く我手より子を離さんとする望みを有するのである。又里親の中には愛育よりも寧ろ保護料を目的として居るものもある。斯かる場合には里子の健康状態は可なり不良のことが多い。従て里子の死亡率は他方により極めて高率を示すことがある。しかし里親の中には實際愛情を以て子を保育するものがあるから選擇、監督及び指導宜しきを得れば相當佳良の成績を收め得ることが出來るのである。

文明國に於ては里子保護制度を制定して里子保育の状況を調査監督して居るのである。里子を託する場合は空氣新鮮の健康地を選ぶことが必要である。この點から農村は適當である。里親は健康にして且性質の善良なるものでなければならぬ。里子及び里親の指導監督の任に當るものは醫師が最も適當して居る。この監督制度の徹底する与否によつて里子の運命が定まるのである。監督は里親の素行、

健康状態、育児法等に涉り注意するのである。我國に於ても里子の数は可なり多數に上つて居る。殊に養育費を目的として里子を預り保育宜しきを得ずして死に至らしむるものも往々見ることがある。故に里親及び里子を十分に監督し且指導することを努めなければならないのである。

四、授乳獎勵

乳兒死亡率を遞減させる方法の中で母乳榮養を以て哺育することを獎勵するは最も効果の多いことである。この目的を達するには授乳に關する宣傳を行ひ、同時に母親をして自己の乳汁にて生兒を哺育し易からしめる努力をしなければならない。例へば歐羅巴で行はれて居る勞働保險法、勞働者保護法、母親保險、母親金庫等の如き機關により母のために金品物品等を供給し、母體の休養を謀り一面にその子の乳養を容易ならしめる等の方法がある。又家政救助婦を家庭に送りて家事を整理し、母の靜養及び子の乳養に便宜を與へる方法もある。其他工場保育所、工場授産室の如きものを工場に附設して當該工場内で従事する母親の授乳を獎勵するものもよい。ポルトガルの如きは五十人以上の女工を有する工場では授乳室を設備することを要する規定がある。又佛蘭西やスペインでは使役する女工にして乳兒を持てるものに毎日一定時間を割いて授乳させる法律が設けられて居る。この授乳時間に對して勞金を減ずることは絶對的に出來ないのである。

佛蘭西の如きは早くより授乳獎勵を努め、授乳せるものに對し毎週賞金を與へるやうにして居る。こ

の賞金は授乳期間長さに涉れば涉るだけその率が多いのである。又子供の數に應じて賞與金額に差がある乳兒診療所では授乳賞與金を附與し同時に乳兒の診察を行ふ手段にして居るところもある。

授乳は出産後を移さず行はねばならぬ。然らざれば乳汁の分泌が減退して間もなく分泌を閉止するやうになるのである。母親が自己の乳を以て乳兒を哺育せぬ理由の中に人乳の價値を誤解せるもの或は社交的事情又は特殊の家庭生活の條件に本づくものもあるが、その最も多數を占めるものは經濟的、生活的の關係によるものである。即ち職業のため外に出でて働くものである。故に工場其他女子の多く就業して居る處では乳兒室を附設してそこで哺育を行ひ、授乳は母自らがこれを行ふやうにすれば乳兒の保健に多大の効果を收め得るのである。この方法は我國に於ても早く實行したいものである。

五、乳母制度

生母が若し自分で授乳し難い事情があれば、乳母をしてこれに代らせることが最も適當である。獨逸の乳兒保護事業所では乳母の紹介をして居る。これは一面に家庭の便宜を謀り、一面に乳兒の保護に貢獻することが多いのである。乳兒院、乳兒保護所等で乳母の紹介をすることは極めて適當のことだと思はれる。乳母條例が制定されることも大に望ましいことである。そして醫師が監督するやうになれば都合がよい。即ち乳母の健康状態、乳母の乳汁等を検査するやうにすれば利益が多い。獨逸國ドレンスデン市立乳兒院には乳母に關する規定がある。即ち乳母希望者はその資格について診査を受け

るためその生兒と共に乳兒院に一時收容される。乳兒院ではその收容期間、衣食住を無料で提供するものである。乳母の資格ありと決定されたものは院内で乳母として業に就き、又家庭の需めに應じて派出することも出来るのである。若し乳母が自分の子を乳兒院に預けた場合には乳母傭主がその費用を負担するのである。臨時に乳兒院より乳母を派遣した時には傭主は給料を支給し食事及び住居を無料で提供し乳兒院に對し一定の料金を納めるのである。この制度は我國に於ても實行を試みるやうにしたいと思ふ。例へば生母が病氣であつたり、又病死の如き場合に乳母を急に傭入りたい希望があつても機關がないために容易に適當の乳母を探すことの出来ないことがある。

六、乳 兒 院

乳兒院の目的は乳兒を收容して合理的に保育することを目的とする設備である。兒童を保護する目的で古くより種々の名義で施設が行はれて居た、例へば棄兒院、病兒院、兒童宿泊所、孤兒院等である。最初の乳兒院は實際から言ふと病兒院に過ぎなかつたのである。その病兒は多くは急性及び慢性の栄養障礙であつた。しかるにこれに對して自然栄養を與へることは又非常の困難であつた。故に其當時の乳兒院は特に見るべき効果を擧げ得なかつたのである。其上に傳染病のため乳兒院では多大の苦みを經驗したのである。しかるに最近に及びては傳染病の豫防法も著しく進歩し、一面には又自然栄養の應用を努めることが出来るやうになつたのである。獨逸ではシュロスマンがドレトスデンに乳兒院

院を設立した。これが獨逸に於ける模範的の乳兒院であつた。この乳兒院の特徴は院内が清潔に保たれて居ること、病兒を隔離して看護すること、乳母の乳を成るべく多く應用すること等である。

今日行はれて居る乳兒院には次の如き種類がある。

收容時間から言ふと(イ)晝間保育と(ロ)日夜連續性保育である。乳兒健康状態より言ふと(イ)健康兒保育と(ロ)病兒保育と(ハ)健兒、病兒共に保育するものがある。保護者の關係から言ふと(イ)乳兒のみを收容するものと(ロ)乳兒と母とを收容するものとの區別がある。乳兒の家庭階級から言へば(イ)貧民家庭の乳兒保育(ロ)前記のものに併せて中流以上の家庭の乳兒を保育するものである。乳兒栄養より言へば(イ)自然栄養(ロ)人工栄養(ハ)自然及び人工栄養の混用とに區別することが出来るのである。

乳兒院は衛生的要求に伴ふ病院的設備を有して居なければならぬ。空氣と日光とは十分であることが必要である。傳染病兒のために隔離室が要る。栄養は乳母を採用することが最も理想的である。若し乳母を得ることが出来なければせめて夜間だけでも母乳を與へるやうにすることが必要である。乳母を採用した場合には之を十分監督し更にその待遇法及び生活方法等に關しても注意しなければならぬ。乳兒院の管理は素より適當に行はれることが必要である。其指揮は素養ある専門家によつて行はれねばならぬ。看護の適不適は直接乳兒の健康に影響するものであるからその任に當るものは看護法に精

通したものでなければならぬ。殊に乳児を收容せる場合に傳染病の襲來を受けると速に多くのものに感染し易いからその豫防に努めることが肝要である。

乳児院を設立する場合は現代の科學に基づき設計せられることを要する。そして職員は斯道に素養を有し同時に熱心と興味とを兼ね有して居ることが肝要である。斯くすればその効果は極めて著しいものである。即ちこれによつて乳児の發育を活潑にし、罹病を減少し、從てその死亡率を遞減することが出来るのである。これのみならず母親の作業能率をも増進することが出来る。故に今日に於ては歐米の諸國に於て乳児院の設立せられたるもの極めて多いのである。獨逸に於けるカイゼリン、アウグステ、ウィクトリアハウスの如き又ミュンヒエン乳児院の如き何れも皆模範的のものである。

我國に於ても婦人の家庭外勞働者の數漸次多きを加はへ、從て乳児院の設立を要すること日に増々急を告げつつある状態である。然るに現今の我國ではその乳児院の設備は極めて少なく、乳児保護の徹底を期する上に多大の缺陷である。我國の大都會殊に商業の發達著しき大阪市の如きは職業婦人の數日に月に多きを加へるのである。從て日夜連續的に乳児を保護する乳児院の設備を最も必要とするのである。

七、乳児病院

乳児病院は乳病兒の診療、乳児死亡の防止、乳児保健増進の手段方法を研究する等の目的を以て設けら

るものである。故に乳児病院は一般病院の設備の外更に特殊の設備が要る。例へば乳児温室、隔離室、母親室、乳児居室、保養園、牛乳調理室、牛乳検査室、牛乳消毒室等の如きである。英國には小兒科専門病院約五十あり、倫敦だけでも約二十個所ある。獨逸には小兒科病院が約八十ある。此等は何れも専門醫の指揮に從て小兒病者の診療に従事して居るのであるが、其中には附屬施設として兒童相談所、乳牛舎等を有するところがある。乳児病院の如きは我國に於ても大都會には必要の施設と謂はなければならぬ。

第四章

一、乳児保護事業に關する要件

乳児は抵抗力少く外界の影響に對して極めて敏感なるものであるから、特別の注意を要するのである。故に若しその手段方法にして缺けるところあらば折角の保護事業もその効果を收めることが六つかしいのである。そこで今左にこれ等の點に就て必須のものを列舉して見やう。

職員は素養と經驗と興味と熱心とを備えて居る人であることが必須の條件である。これに尙ほ健康なることを要するのである。職員の待遇は相當に意を須ひなければならぬ。若し待遇輕薄であつて而も尙ほ資格の具はれる人を得んとするが如きは木によつて魚を求むるの類である。民間に存する私設兒童

保護事業の如きは經費に乏しきため資格ある職員を得るに困難なることが少くない。國家、社會は宜しく斯かる私的事業を扶助する道に出づることを要する。

兒童保護所の事業として従事者の養成及び補習教育を行ふことが必要である。例へば乳兒院、産院等の如き設備ある處では醫學補習、兒童教育養婦養成等を行ふことが出来るのである。

兒童保護所の設備は衛生を第一とし、従業者に最も便利なるやう設計せられねばならぬ。作業の負擔は重きに失せぬやう、相當の程度を守らねばならぬ。宜しく業務の輕重多寡、難易等を斟酌して負擔の過不及なからしめるやうに努むべきである。

兒童殊に乳兒を取扱ふ場合では、その榮養に最も重きを置くことが大切である。乳兒の罹病及び死亡はその榮養に關係することが多いからである。故に人工榮養の場合ではその品質の善惡、稀釋の度合、消毒の正否、用法及び用量の適否、榮養品變換の手心など何れも乳兒の健康に直接の影響があるから看護の任に當る人は特に注意を要するのである。

尙ほ兒童保護事業には相當の研究調査機關を必要とするのである。例へば榮養問題の如き乳兒病の如き何れも研究を要すべき重要な事項である。故に此等の事項につき研究を遂げ一は學術の進歩に貢献し、一は實際事業の發展に資することが出来る。此等研究機關の一は實驗室である。尙ほ書籍、雜誌、報告書の類を蒐集して調査を行ふことも適當である。獨逸國カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア、

ハウスの如きはこの點に於て十分の設備と機關を有して居るのである。我國の乳兒保護事業に在りて此種の機關殆んど見るところなきは極めて遺憾である。

最後に一言したことは兒童保護事業の統一及び聯絡を保つことである。我國の大都會の如きは公私の兒童保護事業漸く多きを告げんとして居る。然るに率ね未だ統一なく聯絡なきが故に實際事業の遂行上不利の點が少からずある。將來この方面に於て整然たる統一聯絡の組織を設けることが甚だ緊要だと思ふのである。この組織を徹底する目的に最も適當のものは、兒童保護中央部であらう。この中央部は各種の兒童保護事業の聯絡機關となり一面には兒童觀察所となり以て保護せらるべき兒童を早く適當の處置をするやうにしなければならぬ。

我國の大都會には速にこの中央機關を設立することを望むのである。

二、兒童保護法

兒童保護は國家百年の計を建つる點から見て、國民全體がこれに努力をしなければならぬことである。それには兒童保護法を制定してその目的を達するやうに努めねばならぬ。この故を以て歐米就中英、獨、佛、米、伊、白、和、瑞西、丁抹、瑞典等では古くより兒童保護に關する法制を設けて居るのである。しかるに我國では兒童保護の法制の見るべきものが甚だ少い。これは實に大きな缺陷である。英國では千九百八年に幼年者法を制定した。その第一章には、嬰兒保護の條文十一箇條がある。佛蘭

西では千八百七十四年に乳兒保護法律が出て居る。その第一條には二歳以下の幼兒にして乳養、人工榮養、又は保育の爲に報酬を支拂ひて、兩親の住所外に收容せられたるものは、これをその生命及び健康の保護を目的とする、主務官廳の監護に付すと規定してある。これは乳幼兒の保健上極めて重要な意義がある。この監護は警視總監、知事之に任り、更に之を補佐するため委員會なるものを組織するのである。尙ほ内務省には、高等乳兒保護委員會組織がある。此等は乳兒保護上必要のことである。獨逸國では千九百二十二年に現行兒童保護法が制定された。この法律は餘程系統的に立案されて居る。

その第一章總則第一條には「獨逸人たる兒童は肉體上精神上且社會上の養育を受くるの權利を有す。養育に關する父母の權利義務は本法によりて影響せらるることなし養育權利者の意思を侵害することを得るは法中に規定ある場合に限る、公の兒童保護は兒童がその家族より養育を受くること能はざる場合に限り、私的慈善團體の互助に關係なく之を開始す」とある。本法によると公の兒童保護機關として、兒童保護官廳がある。これは兒童局(Zugendamt)、地方兒童局(Land Jugendamt)と國兒童局(Stats Jugendamt)の三つを總稱したものである。この法律で公の兒童保護と言ふのは、兒童の幸福増進(養育訓育)のために行ふすべての權力的方法で現行の法規に拘らず本法の規定に據つて行はれるのである。

兒童局で取扱ふ諸般の事務の中に、養兒の保護、兒童に關する事件の相談、産前産後の母性保護、乳兒の保護、幼兒の保護等が含まれて居る。兒童局は公共團體或は公共團體組合により獨逸全國に涉つて設けられる。その兒童局の下に地方兒童局が設けられて居る。國兒童局では兒童局の職務を適當に遂行することを確保するため、參議院の同意を以て施行規定を設けることが出来るのである。其他の諸國にあつてもそれ／＼乳幼兒の保護を行ふ規定がある。

我國の如く一般に兒童保護の觀念が尙ほ幼稚の域を脱せざる状態では、假令兒童保護法が制定されても、その實施に多くの困難を伴ふと説く人がある。それも一應道理のやうに聞えるけれども、法の實施の徹底するやうに努める方が結局よいと思はれるのである。この意味に於て我國に兒童保護法の制定の一日も早からんことを希望するのである。素より我國には我國の事情があるから、必ずしも諸外國の規定を直に襲用する必要はないが、これを參照して、他山の石、以て我玉を磨くに供することは極めてよいことであると信ずるのである。